訪問介護事業所かりん　運営規程

(指定訪問介護及び指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス)

(事業の目的)

第１条　社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団が開設する訪問介護事業所かりん（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修・介護職員初任者研修等の修了者（以下「訪問介護員等」という。）並びに広島市長（以下「市長」という。）が別に定める研修の修了者（以下「生活援助員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス（以下「指定訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第２条　次の各号を基本的方針として運営に当たる。

（１）　指定訪問介護の訪問介護員等は、利用者、又はその家族（以下「利用者」）という）の思いや意向を大切にし、利用者の生活状況を十分に踏まえ可能な限りその居宅において、要介護状態等の維持若しくは改善を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅でその人らしい生活を送るために必要なサービスを提供する。

（２）　指定訪問介護サービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（３）　指定生活援助特化型訪問サービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（４）　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（５）　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者、地域の保健医療福祉サ―ビス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（６）　前５号のほか、「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」及び「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　　訪問介護事業所かりん

（２）所在地　　広島県広島市西区小河内町一丁目１３番３号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（１）　管理者　１人

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）サービス提供責任者　利用者数が４０人又はその端数を増やすごとに１人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び訪問介護サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問介護サービス計画の作成等を行う。

（３）訪問事業責任者　利用者数が４０人又はその端数を増やすごとに１人以上
訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型サービス等計画の作成等を行う。
（４）訪問介護員等　　常勤換算方法で２．５人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。
（５）生活援助員等　　１人以上
生活援助員等は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、原則として次の通りとする。
（１）営業日　月曜日から土曜日及び祝日とする。ただし、5月３～５日、8月１４日～１５日、１２月３０日～１月３日までを除く。
（２）営業時間　午前９時から午後６時までとする。
（３）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）
第６条　指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
（１）身体介護　(食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体の清拭、洗髪の介護、通院・買い物等の外出介護、その他必要な身体の介護等)
（２）生活援助　(調理、衣類の洗濯、補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事)
（３）通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容
（４）相談・助言（介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な相談及び助言)
２　指定訪問介護サービスは、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供することとし、指定訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、市長が定める基準の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
３　指定生活援助特化型訪問サービスは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供することとし、指定生活援助特化型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、市長が定める基準の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
４　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う「指定訪問介護等」に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から１㎞につき２０円とする。
５　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第７条　事業所の通常の事業の実施地域は、広島市西区・中区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）
第８条　「指定訪問介護等」の提供を行っているときに利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
２　利用者に対する「指定訪問介護等」の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）
第９条　提供した「指定訪問介護等」に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。
２　事業者は、提供した「指定訪問介護等」に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（損害賠償）
第１０条　利用者に対する「指定訪問介護等」の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項）
第１１条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
（１）　虐待防止のため虐待防止委員会・身体拘束適正委員会(PC オンライン等等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
（２）虐待防止のための指針の整備
（３）虐待防止に関する研修会を定期的に実施し、研修結果を従事者に周知し意識の向上を図る。
（４）前３号に掲げる措置を適正に実施するための担当者の設置
（５）事業団のサービス向上委員会の意見を聞き、第三者の声に耳を傾け改善する姿勢を常に持つ。
（６）虐待は絶対に許されないという認識を常に確認し合う。
（７）利用者の家族との信頼関係を深め、虐待のサインを見逃さないよう努める。
（８）虐待が疑われる事例を発見した場合、些細なことでも、その情報を職員間で共有し、必要に応じ、地域包括支援センター・広島市に通報する。

（その他運営に関する重要事項）
第１２条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、勤務体制を整備する。
（１）採用時研修　採用後１か月以内
（２）継続研修　　年２回
（３）その他の研修
２ 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との個人情報に関する誓約書の内容とする。
４ 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
５ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
６ 事業所は、「指定訪問介護等」に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間は、文書又は電磁的記録などの方法により保存するものとする。
７ この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団と管理職(管理者等)との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、２０００年４月１日から施行する。
２０００年１２月１３日一部改訂（従業員の員数、営業日）

２００１年　６月１２日一部改正（営業日及び営業時間）
２００１年１０月２２日一部改正（従業員の員数、営業日及び営業時間）
２００５年　４月　１日一部改正（営業日及び営業時間）
２０１１年　３月１６日一部改正（従業者の員数、営業日）
２０１３年　４月　１日一部改正（事業の目的）、(事業の運営の方針)、（従業者の職種、員数及び職務の内容）、(事業の内容及び利用料等)、(利用料その他費用の額)、(苦情処理）
２０１４年　１月　１日一部改正　（従業員の職種・員数及び職務内容）
一部追加　（利用者等の虐待防止のための措置に関する事項）以下繰下
一部追加　（その他運営に関する重要事項）3 を追加　以下繰下
２０１７年　４月　１日全面改訂
２０１８年　４月　１日一部改訂　（事業の目的）、(事業の運営の方針)、(従業者の職種、員数及び職務の内容)、(事業の内容及び利用料等)、(緊急時等における対応方法)、(苦情処理)、(その他運営に関する重要事項）
２０１９年１２月１６日一部改訂　(従業者の職種、員数及び職務の内容)、(その他運営に関する重要事項）
２０２２年１０月　１日一部改訂　(従業者の職種、員数及び職務の内容)
２０２４年　１月　１日一部改訂　(従業者の職種、員数及び職務の内容)
２０２４年　４月　１日一部改訂　(事業の運営の方針)、(従業者の職種、員数及び職務の内容)、(事業の内容及び利用料等)、（利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項）、（その他運営に関する重要事項）
２０２５年　４月　１日一部改訂　(従業者の職種、員数及び職務の内容)
２０２５年　７月　１日一部改訂　(従業者の職種、員数及び職務の内容)、利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項）